

仕 様 書

行 財 政 局 総 務 部 庁 舎 管 理 課

(担 当 細 川、高 瀬 2 2 2 - 3 0 4 6)

件名	京都市かもがわ庁舎一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）収集運搬業務（庁舎管理課）				
契約期間	令和8年11月24日から令和9年3月31日まで				
契約条件	1 総則 （1）京都市かもがわ庁舎（以下、「かもがわ庁舎」という。）から排出する一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）の収集運搬業務（以下「本業務」という。）の受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき確実に業務を実施すること。 （2）本業務で扱う一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）は、かもがわ庁舎から排出されるもので、焼却処分を目的として分別したものである。 2 収集運搬の予定数量 40kg（ただし、予定数量は、過去の実績及び予測によるもので、本市の都合により増減する。） 3 本市業務の作業基準 本業務は、次の作業基準により実施すること。 （1）収集日 収集日は、別紙1のとおり （2）作業時間 作業は、午前8時45分から午前12時までの間に実施すること。 （3）収集場所 一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）は、次の表の場所から収集する（詳細は別紙2のとおり）。 <table><tr><th>場所</th><th>住所</th></tr><tr><td>かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設</td><td>京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284</td></tr></table> （4）作業内容及び搬入先等 ア 産業廃棄物保管施設に集積された一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）を全て収集し、適正に処分すること。また、収集に当たっては分別状況を確認し、分別できていないごみを発見した場合は、当該保管施設において選別のうえ、適切に分別処理を行うこと。 イ 収集後は集積場所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。	場所	住所	かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284
場所	住所				
かもがわ庁舎敷地内の廃棄物保管施設	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284				

ウ 収集後の一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）の搬入先

京都市クリーンセンター

搬入条件：

（ア）搬入日は収集日当日とし、センターの受付時間内に搬入すること。

（イ）搬入に利用する車両の荷室部分は常に清潔な状態を保持すること。

手 数 料：処分手数料は、受注者が負担するものとする。

（５）作業の留意点

ア 運搬中は収集した一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）が飛散しないよう荷台部分をシートで覆う等の措置を講じること。

イ 他の場所から排出された廃棄物と併せて処理施設に搬入しないこと。

ウ 受注者は、作業従事者に対して、常に細心の注意を払い、本仕様書に沿った作業を適切に行うこと等を指導すること。

４ 受注者の資格要件

本業務を受託しようとする者は、京都市長から廃棄物処理法第７条第１項の許可を受けていること。

５ 資格要件の確認

受注者は、本業務の契約締結に当たり、上記４の許可証の写しを庁舎管理課に提出すること。

６ 報告書の提出等

受注者は、当月分の収集日ごとの収集運搬量（単位：kg）を報告書（別紙３）にして、翌月の１４日までに行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。

７ 委託料の支払

委託料は、１箇月ごとに当該期間の業務完了後、年間委託料の１２分の１を支払うものとする。

８ その他の特記事項

（１）受注者は、契約締結に当たり、一般廃棄物処理業許可証の写しを添付すること（上記４及び５参照）。

（２）受注者は、その実施に関し行財政局総務部庁舎管理課長と密接に連絡を取り合うこと。

（３）産業廃棄物保管施設を変更した場合は、本市の指示に従うこと。

（４）本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。

（５）その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(別紙 1)

かもがわ庁舎一般廃棄物（吸殻等その他ごみ）の収集運搬業務の作業日・時間について

- 1 本業務の作業日は以下の表のとおりとする。なお、移転業務の進捗や搬入施設の事情等により作業日、作業開始時期を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。
- （1）原則は、週 1 回（火曜日）とするが、祝日等の関係から変更している場合があるため、収集日の確認を必ず行うこと。
- （2）搬入施設の事情等により作業日を変更する場合がある。その場合は、庁舎管理課から事前に連絡する。
- 2 各日の作業時間については、午前 8 時 45 分から午前 12 時までの間とする。

令和8年度予定表

2026年

4 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2027年

1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(収集運搬回数)

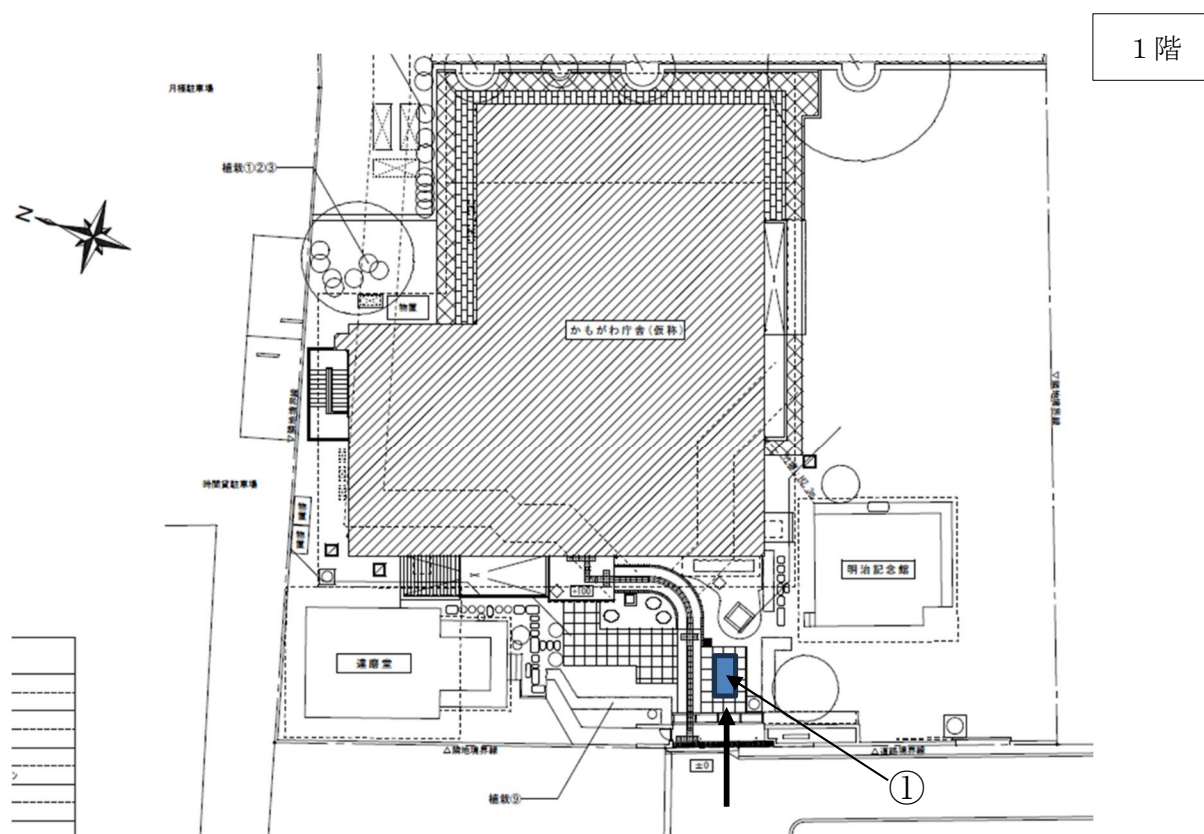
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	3	5	17

収集運搬車両の通行について

車両の入構方法は下図のとおりです。

廃棄物保管庫の設置箇所（かもがわ庁舎敷地内）は調整中であることから、確定次第お伝えします。

○ 京都市かもがわ庁舎



(注意事項)

- 1 午前8時45分から作業が可能です。
- 2 車両の入構時は、備付けのインターホンを使用し、管理人にボラードの取り外しを依頼してください。
- 3 運搬車両を①に停車してください。なお、①の停車場所は石畳となっているため、車両重量によりタイルが損傷しないよう、できるだけゆっくり入庫のうえ停車いただくなど、ご配慮ください。
- 4 当該施設は令和8年11月24日からの運用開始を予定しており、収集運搬車両の停車場所や時間については、現時点の想定となるため、詳細については、収集を開始するまでに、本市と協議のうえ決定することとします。

(様式)

(別紙3)

(あて先)行財政局総務部庁舎管理課長

京都市かもがわ庁舎一般廃棄物(吸殻等その他ごみ)の収集運搬量

標記のことについて、下記のとおり報告します。

(名称)

年 月分

(職名)
(代表者名)

収集日(曜日)	収集運搬量(kg)
合計	